

平成26年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第223回定例会

10月27日開会

10月27日閉会

第223回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成26年10月27日（月曜日）

第223回仙南地域広域行政事務組合議会定例会 平成26年10月27日(月)

出席議員(17名)

2番 佐藤英雄君	3番 佐藤正友君
4番 谷津睦夫君	5番 佐藤長成君
6番 馬場勝彦君	7番 高橋茂美君
8番 管原研治君	9番 秋山昇君
10番 佐藤貴久君	11番 斎藤万之亟君
12番 吉野敏明君	13番 加藤克明君
14番 舟山彰君	15番 大浪俊憲君
16番 大宮博吉君	17番 海川正則君
18番 佐藤吉市君	

欠席議員(1名)

1番 保科惣一郎君

説明のため出席した者

理事長	風間康静君	理事長職務代理者	滝口茂君
理事	大友喜助君	理事	村上英人君
理事	小関幸一君	理事	伊勢敏君
理事	佐藤英雄君	理事	小山修作君
理事	保科郷雄君	助役	岩間裕利君
教育長	佐藤隆夫君	監査委員	佐藤壽郎君
会計管理者	佐藤克也君	総務課長	阿部和之君
企画財政課長	水戸卓司君	滞納整理課長	木村洋君
介護保険課長	加藤雅章君	業務課長	加藤弘一君
消防長	宍戸克美君	次長	佐藤信義君
管理課長	村上雅浩君	予防課長	大庭喜生君
指令課長	松井栄紀君	教育次長	水戸雅彦君
業務課長補佐	阿部直樹君		

事務局職員出席者

事務局長 佐藤正俊君 書記 佐藤盛一君

議事日程

平成26年10月27日（月） 午前10時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 第16号議案 監査委員の選任について
- 第 6 第17号議案 仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 7 第18号議案 平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
第19号議案 平成25年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 第20号議案 平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）
第21号議案 平成26年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）

午前11時1分 閉会

本日の会議に付した事件

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

第16号議案 監査委員の選任について

第17号議案 仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

第18号議案 平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第19号議案 平成25年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について

第20号議案 平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

第21号議案 平成26年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）

午前10時 開会

○議長（海川正則君） おはようございます。

開会に先立ちまして、御紹介を申し上げます。

去る9月14日に七ヶ宿町町長選挙が行われ、その結果、小関幸一君が当選をされ、9月24日付けで理事に御就任されました。

この際、小関理事より御登壇の上、御挨拶を頂きたいと思います。小関理事。

〔理事 小関幸一君 登壇〕

○理事（小関幸一君） おはようございます。

只今、御紹介を頂きました七ヶ宿町長の小関でございます。一つよろしくお願ひを申し上げます。9月24日に理事ということで就任をさせて頂きました。今後につきましては、七ヶ宿は勿論のこと仙南広域全体の発展のためにですね、微力ではございますが尽くしていきたいというふうに考えておりますので、議員各位におかれましては御指導御鞭撻の程をよろしくお願ひを申し上げて、簡単ですが挨拶に代えさせて頂きます。よろしくお願ひします。（拍手）

○議長（海川正則君） それから私の方からなんですが、嬉しいことなので皆さんに御報告を申し上げたいと思います。

秋の園遊会に理事であります柴田の滝口町長が御招待を受けていますし、村田の斎藤万之丞議長と。当仙南圏域から2名が秋の園遊会に御招待されていますので、皆さん拍手で。（拍手）はい。

御紹介させて頂きました。

これより、第223回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下関係者の出席を求めております。

本日の会議に、1番保科惣一郎君から欠席の届け出があります。

只今の出席議員は17名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めて参ります。

日程第1 議席の指定

○議長（海川正則君） 日程第1、議席の指定を行います。

この度、七ヶ宿町議会議員の改選に伴い、組合規約第5条の規定により当組合議会議員となられました方々の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において7番高橋茂美君、8番管原研治君を指定いたします。

この際、組合議員になられた方々を御紹介いたします。9月30日付けで七ヶ宿町議会議長となられました高橋茂美君を御紹介いたします。高橋茂美君。

○7番（高橋茂美君）　はい。只今、御紹介頂きました七ヶ宿町議会議長の高橋茂美です。広域の方は初めてということで、何分、分からぬ点が多々あるとは思いますけども、地域住民の安全安心のために尽力いたしますので、御指導の程よろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（海川正則君）　同じく9月30日付けで七ヶ宿町議会において、引き続き組合議員に選出されました管原研治君を御紹介いたします。

○8番（管原研治君）　はい。おはようございます。管原でございます。再びこの仙南広域の議員として務めさせて頂くことになりました。よろしくお願ひいたします。（拍手）

日程第2　会議録署名議員の指名

○議長（海川正則君）　日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、3番佐藤正友君、6番馬場勝彦君の両名を指名いたします。

日程第3　会期の決定

○議長（海川正則君）　日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海川正則君）　御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4　諸報告

○議長（海川正則君）　日程第4、諸報告を行います。

先程申し上げましたように、七ヶ宿町議会議員の改選に伴い、議会運営委員会の委員に欠員が生じましたので、仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例第4条の規定により、10月6日付けで議長において管原研治君を指名選任いたしました。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成25年度の教育に関する事務の点検・評価の結果報告がありました。その写しはお手元にお配りしておりますので、御承知願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありました。その写しはお手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。風間理事長。

○理事長（風間康静君）　はい、議長。

おはようございます。本日ここに、第223回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を

招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に御多忙中のところ御出席を頂き、提出案件の御審議を煩わすことができますことに、厚く御礼を申し上げます。

行政報告に先立ちまして、一言お祝いを申し上げます。先般行われました七ヶ宿町議会議員選挙に際しまして、めでたく御当選されると共に、当組合議会議員に選任されました高橋茂美議員及び管原研治議員におかれましては、只今、議席の指定を受けられ、改めまして御就任のお祝いを申し上げます。今後の御協力、御支援をよろしくお願ひ申し上げます。

さて、行政報告といたしましては、初めに、傷害容疑で逮捕された消防職員の懲戒処分についてであります。本年8月24日午後10時頃、角田消防署消防司令補、●●●●、46歳が角田市内の自宅において、妻の顔を殴り、怪我をさせたとして、傷害容疑により角田警察署に逮捕されたものであります。その後、妻と和解し、被害届も取り下げられたことから、同月28日に不起訴処分が下されたものであります。結果として不起訴処分とはなりましたが、その行為は地方公務員として全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、公務員全体の信用を失墜させる行為であることから、かかる事件の再発を防止し、厳罰をもって対処するため、職員分限懲戒審査会の答申を受け、9月17日付で戒告処分としたものであります。併せて、上司であります角田消防署長及び任命権者である消防長に対しては、指導監督不行届と消防全体の責任者として、文書による厳重注意処分としたものであります。

次に、窃盗容疑で逮捕されました消防職員の懲戒処分についてであります。本年9月12日午後2時41分、柴田消防署消防士、●●●、26歳が柴田消防署親睦会の通帳窃盗容疑により大河原警察署に逮捕されたものであります。本件は、7月30日に親睦会の通帳が紛失していることに担当職員が気付き、金融機関に確認したところ、同月28日に現金20万円が引き落とされていることが判明したものであります。通帳の保管及び金庫の鍵の管理状況から、職員が関与しているものと判断し、内部調査を行って参りましたが、名乗り出る者がなかったことから、8月29日、被害届を大河原警察署に提出し、同署の捜査を受けていたものであります。職員の逮捕後、10月2日に仙台区検察庁から窃盗罪で起訴され、同日、仙台簡易裁判所から略式起訴、罰金20万円を言い渡されたものであります。このことは、倫理性を要求される公務員として組織全体の信用を著しく失墜させる極めて不名誉な行為であり、また、自発的に名乗り出ることもなく、虚偽の申告を重ねる等、行為が悪質であることから、厳罰をもって対処するため助役を会長とする職員分限懲戒審査会からの答申を受け、10月24日付で停職6カ月の処分としたものであります。併せて、上司であります柴田消防署長及び任命権者である消防長に対しては、指導監督不行届と消防全体の責任者として、訓告処分を科したものであります。

なお、停職6カ月の懲戒処分を行った●●●は、同日付で依願退職をしております。度重なる消防職員の不祥事が発生し、議員各位並びに圏域住民の皆様に対し、理事会

を代表して深くお詫びを申し上げますと共に、今後、二度とこのような不祥事が起きないよう助役及び消防長に対し再発の防止と服務規律の確保について、厳しく指示をしたところであります。本当に申し訳ございませんでした。

次に、元消防職員の懲戒免職処分に係る不服申立に関する経過についてであります。先の7月議会定例会で申し上げたとおり、本件不服申立に対する答弁書及び再答弁書については、既に提出をしているところであります。その後、9月3日付けで宮城県人事委員会から口頭審理に向けた準備手続きを11月13日に開催する旨の通知がありましたので、御報告をいたします。この通知を受け、組合側の主任代理人として当組合の顧問弁護士である●●●●弁護士を選任すると共に、当組合消防本部の次長及び管理課長を代理人として選任し、現在、提出書類の確認、争点及び証拠の整理を行っているところでございます。11月の準備手続きにあたりましては、顧問弁護士と共に組合の主張を述べて参りたいと考えております。

次に、角田市の●●●●氏が原告となり、当組合に対して総額4,290万円の損害賠償を求めている裁判の経過についてであります。7月議会定例会での報告後、2度の口頭弁論が行われております。これらの裁判では、角田市毛萱字丸森地内の土地が建設場所の候補地から外れた時期の確認が行われ、平成22年8月6日開催の角田市議会ごみ処理等対策特別委員会で不同意となったことにより、建設場所の候補地から外れたことを確認すると共に、原告側から平成22年8月時点の不動産鑑定書の提出がなされております。今後は、原告から提出された不動産鑑定書について反論していくこととなります。次回は12月10日に第10回口頭弁論が行われる予定になっておりますので、引き続き裁判の場で組合の考えを主張して参ります。

次に、東京電力福島第一原子力発電所の事故による損害賠償請求についてであります。平成24年度分の損害賠償請求につきましては、去る9月26日に宮城県並びに県内18の市町及び4つの一部組合に係る請求を宮城県が一括して東京電力に対して行っております。当組合分の請求額は、総額で4,375万8,282円となっており、平成24年度に発生した沈砂除去装置設置に係るし尿処理施設の改造経費や汚泥の焼却経費等の他、昨年度の請求から除かれた人件費を含め請求をいたしております。また、東京電力の賠償基準から外れた平成23年度分の経費69万9,446円につきましても、本年3月に東京電力に対し請求しておりますので併せて御報告いたします。今後も宮城県と連携を取って請求をして参りたいと考えております。

最後に、(仮称)仙南クリーンセンター施設整備運営事業についてであります。本事業の進捗状況につきましては、先の議会定例会においても報告しておりますとおり、8月から土木工事に着手し、現在、防災調整池及び敷地造成工事を施工しているところであります。この土木工事における進捗率は約25パーセントとなっており、防災調整池は来年1月までに完成する予定となっております。また、建築工事につきましては、来年

1月からの現場着手に向け、現在、建築確認申請を行っており、12月までには確認済証が交付される見通しであります。このことから、12月25日に安全祈願祭を執り行う予定としておりますので、議員各位の御列席を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。今後も（仮称）仙南クリーンセンターの進捗状況につきましては、機会ある毎に報告したいと考えておりますので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願ひ申し上げます。以上、御報告を申し上げます。

日程第5 第16号議案 監査委員の選任について

○議長（海川正則君） 日程第5、第16号議案、監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで暫時休憩をし、議員全員協議会を開きます。議員の方々は、議員控室にお集まり下さい。暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（海川正則君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

地方自治法第117条の規定により大宮博吉君の退席を求めます。

〔16番 大宮博吉君 退場〕

○議長（海川正則君） 第16号議案、監査委員の選任について、理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。第16号議案、監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。当組合の監査委員として、議員のうちから選任されておりました菅原研治議員は、去る9月23日をもって七ヶ宿町議会議員の任期が満了となりましたので、後任監査委員として新たに大宮博吉議員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。何とぞ、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議会先例により討論を省略いたします。

直ちに採決に入れます。これより第16号議案、監査委員の選任について、同意する方に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって第16号議案、監査委員の選任につい

ては、同意することに決定されました。

只今、監査委員に同意されました大宮博吉君から挨拶したい旨、申し出がありますので、これを許します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

[16番 大宮博吉君 入場]

○16番（大宮博吉君） どうも皆さん、おはようございます。

只今は、監査委員に選任頂きまして誠にありがとうございました。監査委員に選任されまして、その責任の重さを感じているところであります。今後共、一層の御指導、御鞭撻をよろしくお願ひ申し上げ挨拶とさせて頂きます。どうもありがとうございました。

日程第6 第17号議案 仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改する条例

○議長（海川正則君） 日程第6、第17号議案、仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。第17号議案、仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成25年12月27日に公布されました消防法施行令の一部改正を受け、組合火災予防条例の一部を改正するものであります。改正の内容といたしましては、昨年8月に京都府福知山市で発生した花火大会火災を踏まえ、対象火気器具等の取扱いに関する規定を整備する他、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成を義務付けるものであります。詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 続いて詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） はい。それでは、組合火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

参考資料の1ページ、新旧対照表を御覧願いたいと思います。こちらの新旧対照表を御覧願いたいと思います。先ず、目次の改正です。条文中に新たに第5章の2を加えたことにより、目次を改正いたしております。

次に、第18条第1項に第9号の2を新たに追加し、第19条、第21条及び第22条の改正では、その追加した号を準用する改正を行っております。これにより対象火気器具等、つまり液体、固体及び気体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具、使用に際し火災の発生の恐れのある器具を多数の者が集合する催しで使用する場合は、消火器の準備を義務付けるものでございます。火災が発生した場合は、初期消火が極めて重要なため消火器の準備を義務付けるものでございます。

2ページお開き願いたいと思います。第42条の次に、第5章の2、屋外催しに係る防火管理といたしまして、2つの条を加えております。第42条の2第1項では、消防長は、大規模なものとして消防長が定める要件に該当し、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与える恐れがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならないことを規定いたしております。第2項及び第3項では、指定催しを指定した際の意見聴取、通知等の手続きを定めております。なお、ここで言う大規模なものとして消防長が定める要件といたしましては、京都府福知山市の花火大会と同程度の規模を想定し、1日の人出予想が10万人、かつ、出店する露天等の数100店舗以上と考えております。

次に第42条の3第1項では、前条の指定催しを主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させると共に、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせなければならないことといたしております。3ページになりますが、第2項では、原則といたしまして当該催しを開催する日の14日前までに当該計画を消防長に提出しなければならないことを定めております。

第45条では、第6号を追加し、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、露天等を開設する者は消防署長への届出を義務付けいたしております。

第49条、第50条の改正では、罰則に関する改正を行い、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合は、指定催しを主催する者に対し、30万円以下の罰金を科すこととし、所要の改正を行っております。

最後に附則ですが、この一部改正条例は、本年12月1日から施行することといたしております。また、この一部改正条例によりまして、催し開催日の14日前までに計画を提出しなければならないと規定しているため、当該条例の施行日から催しまで14日間を確保できないものは適用外といたしております。以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより仙南地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第18号議案 平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第19号議案 平成25年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（海川正則君） 日程第7、第18号議案、平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、及び第19号議案、平成25年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題いたします。提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。第18号議案、平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、及び第19号議案、平成25年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案は、会計管理者より説明をいたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 佐藤会計管理者。

○会計管理者（佐藤克也君） はい。おはようございます。会計課の佐藤でございます。

それでは、理事長の命によりまして、第18号議案及び第19号議案、平成25年度の組合一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計の決算について、御説明を申し上げます。説明に用いますのは、平成25年度決算書の冊子、こちらの方を使います。準備の方をお願いいたします。歳入歳出の款、項の区分に従いまして、決算の内容と実質収支に関する調書についての御説明を申し上げます。

初めに、決算書2ページ、3ページをお願いいたします。一般会計の歳入決算でございます。

1款、分担金及び負担金については、34億3,864万円の決算でございます。内市町からの負担金については、34億2,130万8,000円で、一般会計全体の内の73.2パーセントとなっております。

2款、使用料及び手数料については、5億217万462円の決算でございます。内ごみ処理手数料、家庭ごみ処理手数料等、衛生関係が4億9,777万円程ということで、ほとんどを占めております。予算現額と収入済額を比較しますと3,057万円の増で、主な要因としては、仙南リサイクルセンター、角田、大河原衛生センターのごみ処理手数料及び家庭ごみ処理手数料で増となったものでございます。

3款の国庫支出金については、1億816万3,502円の決算でございます。消防の蔵王出張所及び丸森出張所の庁舎建設等、4項目の事業に充当しております。

4款、県支出金については、4,266万6,496円の決算です。消防の村田出張所及び川崎出張所に設置をしました太陽光発電装置に充当した再生可能エネルギー導入補助金が主なものです。

5款、財産収入については、1億9万9,017円の決算でございます。財産運用収入として、ふるさと市町村圏基金からの果実収入及び財産運用売払収入として、仙南リサイクルセンター及び大河原衛生センターの資源回収物売払い代8,319万円程が収入となつております。

6款の繰入金につきましては、4,710万6,000円の決算でございます。財政調整基金と衛生処理施設整備基金からの繰入れでございます。

7款、繰越金については、9,644万6,900円の決算です。この額の中には、平成24年度からの繰越事業である蔵王出張所及び川崎出張所、庁舎建設事業に係る一般財源分2,382万9,000円が含まれております。

8款の諸収入については、3,484万3,190円の決算でございます。雑入の主なものとして、県消防学校に教官として派遣をしております職員2名分の入件費として1,341万円程。原発事故に伴う損害賠償金1,351万円程が含まれております。

9款の組合債については、3億310万円の決算でございます。仙南リサイクルセンターペットボトル設備改造等、25年度の4事業に1億9,550万円。また、24年度からの繰越事業であります蔵王出張所及び川崎出張所、庁舎建設の2事業に1億760万円という内容でございます。なお、比較の欄で4,810万円の減となっておりますのは、7月議会で御報告を申し上げておりますが、繰越明許費の水槽付消防ポンプ自動車の組合債については、翌年度に収入されることから25年度では減となったものでございます。以上、歳入合計で46億7,323万5,567円の決算となりました。予算現額と比較しまして1,220万円の減となりましたのは、今、申し上げました組合債の減が影響しているものでございます。

続いて歳出の決算については、4ページ、5ページをお願いいたします。

1款、議会費については、1,816万4,742円の決算でございます。4回の定例会と2回の臨時会が開催されております。

2款、総務費については、2億1,020万6,805円の決算でございます。定例会、臨時会、合わせまして14回の理事会を開催しまして、滞納整理、監査事務に要する経費についても、ここに含んでおります。

3款、民生費については、7,541万1,808円の決算でございます。介護認定審査会は292回、市町村審査会は23回の開催でございます。委員会の欠席者の報酬及び費用弁償で不用額が生じているものでございます。

4款の衛生費については、16億7,454万1,058円の決算でございます。ごみ処理等の実績については、先日の説明会で業務課長から申し上げておりますので、私からは金額の大きな委託や工事等について申し上げて参ります。決算書の114ページから御覧を頂きたいと思います。よろしいでしょうか。

業務課関係では、真ん中から少し下、5目の(仮称)仙南クリーンセンター整備事業

費としまして、公有財産購入費として建設用地を取得した他、施設整備計画支援業務委託と設計建設モニタリング等業務委託を行いました。また、その下の段の 6 目、整備対策費として、角田市への寄付を行っております。

斎苑関係については、割愛をさせて頂きまして 118 ページ、仙南リサイクルセンターを御覧頂きたいと思います。

2 目、じん芥処理費の下の方になりますが、委託料の項目で施設運転管理委託、廃プラスチック運搬処理委託、工事費ではペットボトル減容設備改造工事を行っております。

120 ページをお願いいたします。角田衛生センターでは中程、じん芥処理費の委託料で、施設運転管理委託、火格子清掃他点検整備委託、工事費では耐火物と排ガス処理設備等の改修工事を行っております。

121 ページ、大河原衛生センターでは中程のじん芥処理費、委託料で施設運転管理委託、工事費では耐火物と給じん機他の補修工事を行いました。

122 ページをお願いいたします。角田衛生センターし尿処理施設では、汚泥脱水設備補修工事、また、123 ページの柴田衛生センターでは、沈砂除去装置を設置するし尿処理施設改造工事の他、各種ポンプや脱臭設備の補修工事を実施しております。

では、先程の前の 4 ページ、5 ページに戻って頂きたいと思います。

5 款の消防費につきましては、22 億 7,517 万 7,543 円の決算でございます。先程と同様にですね、金額の大きな委託や工事等について申し上げますので、決算書 126 ページをお開き頂きたいと思います。

先ず一番上の段、2 目、消防施設費で村田出張所、川崎出張所に太陽光発電装置設置工事を施工。備品購入では化学消防ポンプ自動車を更新いたしております。その下の段、3 目は丸森出張所、4 目は前年度から繰越しとなった蔵王出張所、5 目は同じく川崎出張所、それぞれの消防庁舎建設事業を行っております。先程の 4 ページ、5 ページにお戻りを頂きたいと思います。

6 款の教育費におきましては、1 億 5,502 万 4,783 円の決算でございます。仙南芸術文化センター特別会計への繰出金 1 億 1,137 万円が主なものでございます。

7 款の公債費については、衛生関係 14 件、消防関係 37 件、合わせまして 1 億 1,212 万 5,118 円の決算でございます。歳出の合計として、支出済額は 45 億 2,065 万 1,857 円。翌年度繰越額が 7,294 万 3,000 円。不用額は 9,184 万 9,143 円で、執行率は 96.5 パーセントとなっております。不用額が生じた項目については、予備費で 61 パーセント、衛生費で 26.1 パーセント、消防費で 9.4 パーセントとなっております。

次に実質収支に関する調書については、78 ページをお願いいたします。78 ページでございます。歳入総額が 46 億 7,323 万 6,000 円、歳出の総額が 45 億 2,065 万 2,000 円、歳入歳出差引額が 1 億 5,258 万 4,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源としまして、一つは（仮称）仙南クリーンセンター整備対策事業で 1,453 万 8,000 円。二つ

目が消防で、水槽付消防ポンプ自動車整備事業で 244 万 4,000 円。三つ目が同じく消防で、角田消防署丸森出張所建設事業で 786 万 1,000 円。以上、3 件合わせまして、2,484 万 3,000 円を明許繰越いたしております。実質収支は 1 億 2,774 万 1,000 円で、この内地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額を 7,849 万 1,000 円としまして、残りの 4,925 万円を翌年度に繰越しをいたすものでございます。

続いて仙南芸術文化センター特別会計の決算でございます。

初めに歳入関係ですが、80 ページ、81 ページをお願いいたします。歳入合計では収入済額 1 億 4,239 万 8,560 円で、予算現額と比較しますと 52 万 9,440 円の減となりました。主なものは諸収入の雑入、国庫支出金で減になったものです。

一方、歳出の決算ですが、82 ページ、83 ページお願いをいたします。

1 款、仙南芸術文化センター費は、支出済額が 1 億 3,692 万 3,279 円で、執行率は 95.8 パーセントとなっております。なお、不用額で比較的大きな額となっておりますのは、19 節、負担金、補助及び交付金によるもので、鑑賞事業費で地域創造からの補助金が予算より多く収入になったこと。それから、心の復興事業費で入場料収入が大幅に増になったことによりまして、実行委員会に支払う補助金額が減になったものでございます。

実質収支に関する調書については、98 ページお願いをいたします。

歳入総額 1 億 4,239 万 8,000 円。歳出総額 1 億 3,692 万 3,000 円。歳入歳出差引額が 547 万 5,000 円でございます。翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額でございます。この内、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額を 300 万円としまして、残りの 247 万 5,000 円を翌年度に繰越しをいたすものであります。以上で、平成 25 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計の決算についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、監査委員から審査に関する意見の開陳を求めます。佐藤代表監査委員、登壇をお願いします。佐藤監査委員。

○監査委員（佐藤長壽郎君） はい。それでは、決算審査に対する意見を申し上げます。

地方自治法の規定により審査いたしました一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計についてでありますが、数字的な詳細につきましては只今、会計管理者から説明がありましたので省略させて頂きます。

審査の対象ですが、平成 25 年度一般会計及び仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書等、関係書類の提出を求め審査いたしました。

審査の結果、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は関係法令等に準拠しており、関係帳簿及び書類と符合した結果、計数については誤りのないものと認めました。また、各基金の運用状況につきましても、関係帳簿及び証拠書

類と符合しており、誤りのないものと認めましたので、ここに報告いたします。よろしくお願いします。

○議長（海川正則君） 監査委員の審査に関する意見の開陳は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第18号議案、平成25年度仙南地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本決算は原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第18号議案は原案のとおり認定されました。

これより第19号議案、平成25年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本決算は原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第19号議案は原案のとおり認定されました。

日程第8 第20号議案 平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

第21号議案 平成26年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）

○議長（海川正則君） 日程第8、第20号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）、及び第21号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。理事長から提案理由の説明を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。第20号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）、及び第21号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,315万円を追加し、予算の総額を55億2,970万7,000円にいたそうとするものであります。また、第2表、債務負担行為補正では、滞納管理システム賃借料として、

2,217万円の債務負担行為を追加しております。

次に、仙南芸術文化センター特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,099万1,000円を追加し、予算の総額を2億67万7,000円にいたそうとするものであります。一般会計、特別会計共、主に前年度繰越金を追加し、また、助成の内定、事業の採択があったものを歳入歳出予算に追加しております。

補正の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 続いて詳細説明を求めます。水戸企画財政課長。

○企画財政課長（水戸卓司君） はい。それでは、理事長の命によりまして、第20号議案及び第21号議案の詳細説明を申し上げます。補正予算書の6、7ページをお開き願います。補正予算書の方になります。

6、7ページでは、一般会計歳入予算の補正となります。

7款、繰越金ですが、前年度からの繰越金2,167万円を追加しております。

8款、諸収入では、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の採択があつたことから60万円を追加し、また、本年7月に大河原消防署川崎出張所付近に落雷があり、電話交換機等通信機器に損害が発生したことにより、建物総合損害共済災害共済金88万円、合わせまして148万円を追加してございます。

続きまして、8、9ページをお願いいたします。一般会計歳出予算の補正となります。

2款、総務費、1項、総務管理費に3万1,000円及び4款、衛生費、1項、保健衛生費に10万1,000円を追加しております。これは、前年度の繰越金の内、平成26年度におきまして、衛生施設整備基金及びふるさと市町村圏基金に積み立てをするものでございます。

続きまして、10、11ページをお願いいたします。

5款、1項、消防費に226万円を追加しております。11節、需用費に44万5,000円、15節、工事請負費に114万5,000円を追加しております。先程、諸収入のところでも御説明いたしましたが、大河原消防署川崎出張所付近への落雷の影響で、電話交換機等通信機器に損害が発生したため、応急復旧に係る修繕料及び工事請負費を追加いたしております。18節、備品購入費では救急救助用備品購入費といたしまして、心肺蘇生訓練用マネキンセット、AEDトレーナーを購入するため67万円の追加となっております。こちらは財団法人自治総合センターからの60万円の助成がございます。

続きまして、6款、教育費、3項、圏域文化振興費に10万5,000円を追加しております。1目、圏域活性化事業費ですが、こちらにつきましては全額、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用した事業となっております。13節、委託料ですが、AZ9ジュニア・アクターズ養成委託料の内、地域公演に係る経費が文化庁の補助対象とされましたので、仙南芸術文化センター特別会計に必要な事業費を繰り出すために、187万2,000円を減

額いたしております。25 節、積立金では、地域公演に係る事業費の 2 分の 1 分が文化庁からの補助金として収入となりますので、2 分の 1 分の 93 万 6,000 円をふるさと市町村圏基金に積み立てをし、差し引き 93 万 6,000 円を 28 節、繰出金にて仙南芸術文化センター特別会計に繰り出すものでございます。また、25 節、積立金では、前年度の A Z 9 ジュニア・アクターズ養成事業に係る不用額 10 万 5,000 円を、ふるさと市町村圏に積み立てするものでございます。これらによりまして 6 款、教育費の補正額は 10 万 5,000 円となってございます。

ここで 3 ページに戻って頂きたいと思います。

先程、理事長からの提案理由でも御説明がございましたが、債務負担行為補正であります。滞納管理システム賃借料といたしまして、2,217 万円の債務負担行為を追加いたそうとするものです。平成 26 年度は落札業者の準備期間といたしまして、ゼロ債務とし、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間が実質期間となります。

次に 19、20 ページをお願いいたします。仙南芸術文化センター特別会計歳入予算の補正になります。

5 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金に、A Z 9 ジュニア・アクターズ養成事業の地域公演に係る事業費の内、補助金相当分を差し引きました 93 万 6,000 円を追加しております。

6 款、繰越金に、前年度繰越金として 167 万 5,000 円を追加しております。

21、22 ページをお願いします。仙南芸術文化センター実行委員会の実施事業につきまして、助成の内定、事業の採択があつたことから、7 款、諸収入では、財団法人地域創造からの助成金 340 万円。

8 款、国庫支出金に、文化庁からの補助金 1,498 万円を追加してございます。

続きまして、23、24 ページをお願いいたします。仙南芸術文化センター特別会計の歳出予算の補正となります。

1 款 1 項、仙南芸術文化センター費に 2,000 万 4,000 円を追加いたしております。

15 節、工事請負費では、雨漏りが著しい平土間ホール屋上防水工事を実施するため、節内で優先順位を検討し、結果、58 万 8,000 円を追加してございます。

19 節、負担金、補助及び交付金では、実行委員会負担金として 1,931 万 6,000 円を追加してございます。こちらの財源といたしましては、財団法人地域創造からの助成金、文化庁からの補助金及び一般会計繰入金を充当するものでございます。

23 節、償還金、利子及び割引料では、圈民企画劇場といたしまして、採択された団体に対し、施設使用料を返還するため 10 万円を追加してございます。以上で、第 20 号議案、第 21 号議案の詳細説明を終わらせて頂きます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第20号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

これより第21号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、第223回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。大変、御苦労様でございました。

午前11時1分 閉会